

## 別紙「開示すべき部分」(22南第2467-1号)

開示すべき部分	該当条項
平成15年2月21日付け発議書のうち、次の部分を除いた部分	
地名・地番	第7条第2号
個人の氏名	第7条第2号
印影	第7条第2号
事業者の名称・氏名	第7条第3号
平成15年2月21日付け発議書中件名のうち2行目1文字目から12文字目まで	第7条第2号
平成15年2月21日付け回答中件名のうち1文字目から12文字目まで	第7条第2号
平成15年2月21日付け回答の原案全体	第7条第5号
平成15年2月3日付け文書中件名のうち1文字目から12文字目まで並びに本文のうち1行目6文字目から15文字目まで、2行目15文字目から19文字目まで、2行目24文字目から3行目13文字目まで、5行目5文字目から8文字目まで、6行目15文字目から19文字目まで、9行目21文字目から22文字目まで、15行目4文字目から16文字目まで、16行目4文字目、16行目14文字目から17行目5文字目まで及び20行目6文字目から14文字目まで	第7条第2号
平成15年8月27日付け発議書のうち、次の部分を除いた部分	
個人の氏名	第7条第2号
地名・地番	第7条第2号
印影	第7条第2号
事業者の名称・氏名・所在地及び電話番号	第7条第3号
平成15年8月22日付け文書中件名のうち1文字目から12文字目まで並びに本文のうち1行目6文字目から15文字目まで、2行目15文字目から19文字目まで、2行目24文字目から3行目13文字目まで、5行目5文字目から8文字目まで、6行目15文字目から19文字目まで、9行目21文字目から22文字目まで、15行目4文字目から16文字目まで、16行目4文字目、16行目14文字目から17行目5文字目まで及び20行目6文字目から14文字目まで	第7条第2号
平成15年9月18日付け発議書のうち、次の部分を除いた部分	
地名・地番	第7条第2号
個人の氏名	第7条第2号
平成15年9月18日付け発議書中起案理由のうち5行目18文字目から6行目14文字目まで	第7条第2号
印影	第7条第2号
平成15年12月17日付け電話等記録のうち、次の部分を除いた部分	
地名・地番	第7条第2号
個人の氏名	第7条第2号

別紙「開示すべき部分」(22南第2467-1号)

開示すべき部分		該当条項
	印影	第7条第2号
	事業者の名称・氏名	第7条第3号
	平成15年12月17日付け電話等記録中(内容)の部分	第7条第5号
	境界確定事務に係る質問事項について(照会)中手書き部分	第7条第5号
	境界確定事務に係る質問事項について(当所(案))中削除された部分	第7条第5号
平成16年 3月29日付け電話等記録のうち、次の部分を除いた部分		
	個人の氏名	第7条第2号
	地名・地番	第7条第2号
	境界確定事務に係る質問事項について(案)の原案全体	第7条第5号
	協議に係る回答案全体	第7条第5号
平成16年 4月28日付け発議書のうち、次の部分を除いた部分		
	個人の氏名	第7条第2号
	地名・地番	第7条第2号
	印影	第7条第2号
	事業者の名称・氏名・所在地及び電話番号	第7条第3号
平成16年 9月30日付け電話等記録のうち、次の部分を除いた部分		
	個人の氏名	第7条第2号
	地名・地番	第7条第2号
	平成16年 9月30日付け電話等記録中回答内容	第7条第5号
	情報開示請求に係る質問事項について(回答)(案)中削除された部分	第7条第5号
	協議に係る回答(案)全体	第7条第5号
平成16年10月1日付け電話等記録のうち、次の部分を除いた部分		
	個人の氏名	第7条第2号
	地名・地番	第7条第2号

## 別紙「開示すべき部分」(22南第2467-1号)

開示すべき部分		該当条項
	印影	第7条第2号
平成16年11月19日付け発議書のうち、次の部分を除いた部分		
	個人の氏名	第7条第2号
	地名・地番	第7条第2号
	印影	第7条第2号
	公共用財産境界確定に係る質問事項について（回答）（案）中削除された部分	第7条第5号
平成20年3月21日付け発議書のうち、次の部分を除いた部分		
	個人の氏名	第7条第2号
	地名・地番	第7条第2号
	平成20年3月21日付け発議書中伺い文のうち4行目5文字目から31文字目まで	第7条第2号
	平成20年3月24日付け依頼文中本文のうち2行目29文字目から3行目10文字目まで	第7条第2号
	平成20年3月24日付け依頼文中本文のうち4行目13文字目から20文字目まで及び5行目26文字目から36文字目まで	第7条第5号
平成20年7月11日付け事務連絡のうち、次の部分を除いた部分		
	地名・地番	第7条第2号
	個人の氏名	第7条第2号
	平成20年7月11日付け回答案中下記のうち3行目から4行目まで、6行目から14行目まで及び16行目から19行目まで（見出し記号を除く）	第7条第5号
	平成20年7月10日付け回答案中下記のうち3行目から4行目まで、6行目から14行目まで及び16行目から20行目まで（手書きの追記を含み、見出し記号を除く）	第7条第5号
	平成20年7月9日付け事務連絡中次の点のうち1行目2文字目から11行目19文字目まで	第7条第5号
	平成20年7月3日付け事務連絡中「・」の内容	第7条第5号
平成20年12月22日付け発議書のうち、次の部分を除いた部分		
	地名・地番	第7条第2号
平成20年4月10日付け事案対応（記録）報告書のうち、次の部分を除いた部分		
	地名・地番	第7条第2号

別紙「開示すべき部分」(22南第2467-1号)

開示すべき部分	該当条項	
	平成20年4月10日付け事案対応(記録)報告書中件名のうち1行目2文字目から6文字目まで並びに内容のうち6行目2文字目から7行目26文字目まで(手書きの修正を含む)、8行目から15行目まで、17行目1文字目から30文字目まで及び21行目1文字目から34文字目まで	第7条第5号
平成20年9月5日付け協議結果概要のうち、次の部分を除いた部分		
地名・地番	第7条第2号	
個人の氏名	第7条第2号	
事業者の名称・氏名	第7条第3号	
平成20年9月5日付け協議結果概要中1枚目の1行目2文字目から6文字目まで並びに1枚目の「4 概要」の1行目中9文字目から2行目31文字目まで、17行目中27文字目から33文字目まで、20行目中22文字目から28文字目まで及び23行目中22文字目から43文字目まで並びに2枚目のうち1行目1文字目から20文字目まで、5行目中36文字目から6行目1文字目まで及び12行目中11文字目から13行目6文字目まで	第7条第5号	
平成20年9月5日付け今後の対応中「1」の二つ目の※の部分及び「2」の※の部分	第7条第5号	
平成15年1月16日付け復命書のうち、次の部分を除いた部分		
訂正指示に関する文書全体	第7条第5号	
平成15年4月10日付け復命書のうち、次の部分を除いた部分		
個人の氏名	第7条第2号	
本庁用地グループとの打合せ結果中「3」の内容及び「4」の内容	第7条第5号	
平成15年9月30日付け復命書のうち、次の部分を除いた部分		
地名・地番	第7条第2号	
個人の氏名	第7条第2号	
印影	第7条第2号	
事業者の名称・氏名・所在地及び電話番号	第7条第3号	
平成19年4月2日付け復命書のうち、次の部分を除いた部分		
個人の氏名	第7条第2号	
地名・地番	第7条第2号	

別紙「開示すべき部分」(22南第2467-1号)

開示すべき部分	該当条項	
	用務の経過顛末別紙中「2」の2つ目の「・」の内容、「3」の回答の内容(括弧を除く)、20行目2文字目から11文字目まで、23行目5文字目から26行目22文字目まで(見出し記号を除く)及び「当所の方針」の内容	第7条第5号
	当日説明内容中「⑧」の1行目10文字目から18文字目まで及び「(年月日、面談時間)」の右側の「※」の部分	第7条第5号
	協議に係る詳細検討資料全体	第7条第5号
	資料1中本文のうち1行目21文字目から2行目2文字目まで	第7条第5号
	資料1中「1案」及び「2案」の見出し(カギ括弧を除く)並びに案の内容(見出し記号及び亀甲括弧を除く)	第7条第5号
	資料2中「1」及び「2」の見出し並びに対応案(見出し記号を除く)	第7条第5号
	資料3-1中1枚目の内容のうち2行目から8行目まで、10行目から23行目まで及び25行目から26行目まで(見出し記号を除く)並びに2枚目のうち1行目から3行目まで(見出し記号を除く)	第7条第5号
	資料3-2中1枚目本文のうち2行目から9行目まで、11行目から17行目まで及び19行目から25行目まで(見出し記号及び「(回答)」を除く)並びに2枚目の内容全体(手書きの追記及び訂正を含み、見出し記号及び「(回答)」を除く)並びに3枚目のうち2行目から12行目まで(見出し記号及び「(回答)」を除く)	第7条第5号
平成20年5月22日付け復命書のうち、次の部分を除いた部分		
職員の居住地に関する情報	第7条第2号	
地名・地番	第7条第2号	
個人の氏名	第7条第2号	
事業者の名称・氏名	第7条第3号	
本庁用地室との協議結果概要中1枚目の件名のうち2文字目から6文字目まで並びに1枚目の「4概要」のうち2行目から9行目まで、12行目から13行目まで及び15行目から25行目まで(手書きの追記を含み、発言者職氏名及び見出し記号を除く)並びに2枚目の3行目から7行目まで、10行目から15行目まで、20行目から27行目まで及び29行目から33行目まで(手書きの追記及び訂正を含み、発言課所名を除く)並びに3枚目の2行目、5行目から15行目、23行目から25行目まで及び27行目から29行目まで(手書きの追記及び訂正を含み、発言箇所名を除く)並びに手書きの文章	第7条第5号	
事務所意見・見解中意見・見解の1枚目のうち見出し記号及び中括弧以外の内容並びに意見・見解の2枚目のうち見出し記号以外の内容	第7条第5号	
指導事項中「3 今後の対応について」の内容(見出し記号を除く)	第7条第5号	
対応記録中県議の発言のうち「6個めの○」の内容及び「9個目の○」の内容のうち2行目24文字目から3行目5文字目まで	第7条第5号	

別紙「開示すべき部分」(22南第2467-1号)

開示すべき部分	該当条項
平成21年2月16日付け復命書のうち、次の部分を除いた部分	
職員の居住地に関する情報	第7条第2号
職員の私有車のナンバー	第7条第2号
地名・地番	第7条第2号
個人の氏名	第7条第2号
用務の経過結末等別紙中1枚目の内容のうち11行目から12行目まで、13行目18文字目から16行目12文字目まで、18行目から19行目まで及び21行目22文字目から27文字目まで並びに2枚目の6行目4文字目から7行目5文字目まで及び10行目から14行目まで	第7条第5号
平成15年9月10日付け回答文中件名のうち1文字目から12文字目まで	第7条第2号
平成15年2月21日付け回答文中件名のうち1文字目から12文字目まで	第7条第2号
平成15年2月21日付け回答の原案全体	第7条第5号
平成15年9月12日付け電話連絡等記録のうち、次の部分を除いた部分	
地名・地番	第7条第2号
個人の氏名	第7条第2号
平成15年9月12日付け電話連絡等記録中内容(件名を除く)のうち1行目21文字目から22文字目まで及び1行目30文字目から37文字目まで	第7条第2号
平成15年9月12日付け電話連絡等記録中内容(件名を除く)のうち下記の部分(見出し記号を除く)及び手書きの追記部分	第7条第5号
平成15年9月17日付け電話連絡等記録のうち、次の部分を除いた部分	
地名・地番	第7条第2号
個人の氏名	第7条第2号
平成15年9月17日付け電話連絡等記録中内容のうち1行目33文字目	第7条第2号
平成15年9月17日付け電話連絡等記録中内容のうち5行目29文字目から6行目32文字目まで、8行目4文字目から14文字目まで、10行目6文字目から12行目21文字目まで及び13行目から14行目まで(発言課所名を除く)	第7条第5号
平成17年7月21日付け電話連絡等記録の全て	
平成20年3月21日付け電話受理(発信)記録簿のうち、次の部分を除いた部分	
個人の氏名	第7条第2号

別紙「開示すべき部分」(22南第2467-1号)

開示すべき部分	該当条項
平成20年3月21日付け電話受理(発信)記録簿中内容のうち9行目から10行目まで、11行目20文字目から12行目12文字目まで及び16行目19文字目から22文字目まで	第7条第5号
平成20年4月2日付け電話受理(発信)記録簿のうち、次の部分を除いた部分	
個人の氏名	第7条第2号
平成20年4月2日付け電話受理(発信)記録簿中件名のうち2行目1文字目から4文字目まで並びに内容のうち2行目25文字目から35文字目まで、5行目15文字目から21文字目まで及び25行目16文字目から22文字目まで	第7条第2号
平成20年4月2日付け電話受理(発信)記録簿中1枚目の内容のうち6行目22文字目から7行目13文字目まで、9行目9文字目から10行目13文字目まで、12行目7文字目から24文字目まで、16行目32文字目から17行目27文字目まで、17行目31文字目から18行目11文字目まで、19行目4文字目から22文字目まで、21行目15文字目から28文字目まで、23行目9文字目から20文字目まで及び23行目28文字目から24行目11文字目まで並びに2枚目の2行目24文字目から3行目17文字目まで、4行目30文字目から5行目8文字目まで、6行目1文字目から16文字目まで、8行目12文字目から9行目27文字目まで、15行目10文字目から37文字目まで、18行目9文字目から19行目18文字目まで、27行目から30行目まで(見出し記号を除く)及び32行目4文字目から33行目25文字目まで	第7条第5号
平成20年4月10日付け電話受理(発信)記録簿のうち、次の部分を除いた部分	
地名・地番	第7条第2号
平成20年4月10日付け電話受理(発信)記録簿中件名のうち1行目2文字目から6文字目まで並びに内容のうち6行目から7行目まで(見出し記号を除く)、8行目から15行目まで、17行目1文字目から30文字目まで及び21行目	第7条第5号
平成20年4月15日付け電話受理(発信)記録簿のうち、次の部分を除いた部分	
個人の氏名	第7条第2号
平成20年4月15日付け電話受理(発信)記録簿中件名のうち1行目2文字目から6文字目まで及び内容のうち4行目から5行目	第7条第5号
平成20年5月2日付け電話受理(発信)記録簿のうち、次の部分を除いた部分	

別紙「開示すべき部分」(22南第2467-1号)

開示すべき部分	該当条項
平成20年5月2日付け電話受理(発信)記録簿中件名のうち1行目2文字目から6文字目まで並びに内容のうち2行目15文字目から3行目23文字目まで、6行目29文字目から9行目5文字目まで、11行目1文字目から10文字目まで、17行目21文字目から24文字目まで及び19行目7文字目から23文字目まで	第7条第5号
平成20年5月12日付け電話受理(発信)記録簿のうち、次の部分を除いた部分	
地名・地番	第7条第2号
個人の氏名	第7条第2号
平成20年5月12日付け電話受理(発信)記録簿中件名のうち1行目2文字目から6文字目まで並びに内容のうち13行目6文字目から14行目3文字目まで及び14行目12文字目から15行目23文字目まで	第7条第5号
平成20年5月28日付け電話受理(発信)記録簿のうち、次の部分を除いた部分	
地名・地番	第7条第2号
平成20年5月28日付け電話受理(発信)記録簿中1枚目の件名のうち1行目2文字目から6文字目まで並びに1枚目の内容のうち1行目25文字目から29文字目まで及び4行目から10行目まで(見出し記号を除く)並びに1枚目の内容の概要のうち2行目4文字目から3行目18文字目まで、7行目から8行目まで、11行目から12行目まで、14行目13文字目から15行目22文字目まで及び16行目から18行目まで	第7条第5号
平成20年5月28日付け電話受理(発信)記録簿中2枚目のうち2行目10文字目から3行目21文字目まで、5行目22文字目から6行目1文字目まで、7行目から14行目まで、16行目から17行目まで、19行目から25行目まで(発言者名を除く)、27行目から31行目まで、35行目から36行目まで、38行目から40行目まで及び42行目から43行目まで。	第7条第5号
平成20年5月28日付け電話受理(発信)記録簿中3枚目のうち1行目から9行目まで(訂正部分を含む)及び10行目6文字目から11行目27文字目まで	第7条第5号
平成21年5月28日付け電話受理(発信)記録簿のうち、次の部分を除いた部分	
地名・地番	第7条第2号
個人の氏名	第7条第2号
平成21年5月28日付け電話受理(発信)記録簿中件名のうち1行目2文字目から6文字目まで及び内容のうち5行目から12行目まで	第7条第5号



別紙「開示すべき部分」(22南第2467-1号)

開示すべき部分	該当条項
平成21年7月7日付け電話受理（発信）記録簿のうち、次の部分を除いた部分	
個人の氏名	第7条第2号
地名・地番	第7条第2号
平成21年7月7日付け電話受理（発信）記録簿中件名のうち1行目2文字目から6文字目まで	第7条第5号
平成21年7月7日付け電話受理（発信）記録簿中件名のうち2行目1文字目から4文字目まで並びに内容のうち6行目11文字目から12文字目まで、6行目15文字目から16文字目まで、6行目19文字目から35文字目まで、7行目4文字目から29文字目まで、8行目、9行目16文字目から17文字目まで、12行目から20行目まで及び24行目から25行目まで	第7条第2号
平成21年7月7日付け電話受理（発信）記録簿中内容の2枚目のうち12行目19文字目から26文字目まで及び13行目13文字目から14行目5文字目まで	第7条第2号
平成21年7月7日付け電話受理（発信）記録簿中内容の2枚目のうち16行目から21行目まで	第7条第5号
平成21年11月18日付け電話受理（発信）記録簿のうち、次の部分を除いた部分	
個人の氏名	第7条第2号
平成21年11月18日付け電話受理（発信）記録簿中件名のうち1行目2文字目から6文字目まで並びに内容のうち8行目27文字目から30文字目まで、23行目12文字目から22文字目まで及び27行目10文字目から28行目30文字目まで	第7条第5号
平成21年12月15日付け電話受理（発信）記録簿のうち、次の部分を除いた部分	
個人の氏名	第7条第2号
地名・地番	第7条第2号
平成21年12月15日付け電話受理（発信）記録簿中件名のうち1行目2文字目から6文字目まで及び2行目28文字目から29文字目まで並びに内容のうち3行目24文字目から25文字目まで、7行目26文字目から31文字目まで及び13行目7文字目から15行目14文字目まで	第7条第5号